

## 森林への投資環境と今後の課題\*1

森山 恭供\*2

## I. はじめに

戦後の復興造林、拡大造林政策によって造成された針葉樹人工林資源は本格的な主伐期を迎えつつあるが、資源循環の流れの中で、伐採後の再造林対策が今後の重要な課題となってきた。しかし、再造林のための投資環境を見ると、経済のグローバル化の中で、我が国でも、キャッシュフロー会計、固定資産の時価評価、連結決算といった国際会計基準へ急激に移行し、一方、二酸化炭素排出権売買など新たな流れによって、コストの割高な国内森林への投資環境は非常に厳しいものとなってきた。そこで、投資という観点からこれら諸問題を整理し、今後、国内森林への投資環境の改善のために何が必要か検証してみることにした。

## II. 投資主体と投資環境

## (1) 森林造成の3要素

森林造成については、図-1に示すとおり、「土地」、「投下資本」、「労働力」で構成され、この組み合わせによって様々な経営形態に区分されるものと考えられる。最近ではボランティア、企業メセナといった新たな流れも出てきているが、いずれにしても三要素に属する形で位置づけられる。これをもとに投資主体と投資環境をみてみることにする。

## (2) 旧林業基本法林政を支えてきた農林家

旧林業基本法林政においては、農林家に焦点を当て、専ら家内労働力を投下資本に変換して森林への投資を行ってきたところで

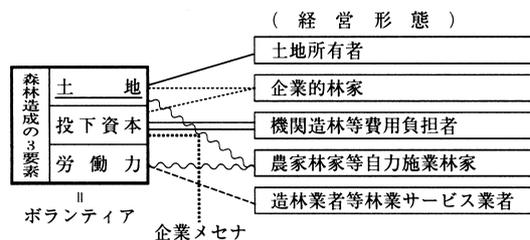


図-1. 森林造成の3要素

ある。しかし、昭和54年に「森林総合整備事業」が創設されると、森林組合への施業委託が事業採択の必須条件となり、農林家にあっても委託料の支払いが必要となっている。このため、一部農林家にとっては、森林組合の臨時作業員として就業し、賃金収入を支払いに振り替えてきたが、源泉徴収や農業者年金適用等の問題が山積しており、自家労働力の投下資本への変換が難しくなっている。

## (3) 企業(法人)

企業会計に基づく森林は、一般には固定資産として扱われ、投下費用から補助金等損金対象額を差し引いてその累積を森林勘定(簿価)として計上している。しかし、前述のように、我が国の企業会計基準は国際会計基準へ漸次移行しており、その投資環境も大きく変わろうとしている。

すなわち、キャッシュフロー重視ということは、現金を超長期にわたって固定化する森林への投資は全く不利に働くことになり、また、森林評価額の時価評価となれば、資産デフレの典型といわれる現在の森林の評価は簿価を大きく割り込むこともあり得ることになり、企業評価の低下につながってくるものと考えられる。

国際会計基準の適用は、現在、上場企業が対象となっているものの、中小・零細企業にあっても、資金調達の際、金融機関からキャッシュフロー計算書等の提出を求められることが多くなっており、確実に波紋が広がりつつある。

さらに、二酸化炭素排出権売買を見据え、投資効率の高い海外への植林の動きも電力・製紙部門を中心に進行しており、このような流れからみれば、企業による国内森林への投資環境は一層厳しくなると考える。

しかし、一方では、自社の環境貢献イメージの向上を図るために基金を創設し、企業メセナとして地域での植林活動を支援したり、独自の「環境会計」基準を設定して森林への投資を評価する動きもでてきている。ただ、このような動きは、資源循環としての森林を想定したものではなく、あくまでも環境対策の一環といったもので、税法上等公には十分認知されていない。

さらに、FSC (Forest Stewardship Council) による森林管理に係る認証制度を受ける動きもあるが、木材が住宅解体時に処分される際、管理型の廃棄物として取り扱われている現況からして、最終処分までの対応、すなわち、ライフ・サイクル・アセスメン

\*1 Moriyama, Y.: The present conditions and issues for investment in forest

\*2 宮崎県林業技術センター Miyazaki Pref. Forestry Tech. Cent., Saigou, Miyazaki 883-1101

トが確立されない限り、その評価は低いものとする。

#### (4) 林業公社及び地方公共団体

これまで、拡大造林の一翼を担い、近年は森林整備法人としてその役割を期待されている林業公社は、収益分取方式により森林を造成し、その経理を企業会計原則に基づいて処理しており、将来、国際会計基準の適用、すなわち、資産主体である森林勘定の時価評価を受けることも十分考えられる。特に、公社の場合は過去の造成費を専ら借入金で賄い、その支払利息や役員報酬等資産形成に直接結びつかない人件費等も森林勘定へ繰り入れてきたため、簿価が大きく膨れあがっており、時価会計が適用されると極めて厳しい状態となることが予想される (1)。

これら公社の森林造成に係る資金調達に当たっては、地方公共団体の損失補償、貸付が行われているが、地方公共団体にあっては、貸借対照表を公表する流れとなっており、国際会計基準並に公社との連結決算、さらには自治体直営林の時価評価も合わせる事態になれば、公的機関の森林への直接投資は一段と困難となるものと思われる。ただ、森林整備法人の活動であるから、税金投入もやむを得ないのではないかという意見もあるようであるが、高率の造林補助を受け、土地所有者のリスクがほとんどない収益分取方式による一部土地所有者の資産形成・運用ということであれば、一般造林者や納税者の理解を得にくいのも現実である。

#### (5) 給与所得者等一般市民

旧林業基本法制定前には全就業者の5割を超えていた農業者が、現在1割を切る中で、それに替わって新たな森林への投資者を見出そうとするなら、給与所得者等一般市民ということになるが、土地を所有していないため、森林ボランティアを通じて森林造成にかかわりをもつのが一般的である。しかし、日曜菜園として農地を借り入れる事例に見られるように、自分で林地を借入(収益分取ではない)あるいは購入して、直接自分で営林活動を希望する者もでてきている。

宮崎県では、このような投資希望者に対して植栽未済地等を斡旋する「森林地保有合理化促進事業」を平成12年度から実施しているが、実際には相続による土地所有名義が変わっていないため契約が難航したり、林地価格の下落の中で、購入代金に比べて測量・登記費用が高いと入った問題点も指摘されており、また、土地借入希望にしても、民法での賃借権の期限等の問題から利用形態にあった権利・権限のあり方について検討を要している。

### Ⅲ. 今後の課題

以上、問題点を提起したところであるが、これをもとに今後検

討すべき課題として、投資者が森林へ投資しやすい環境づくり、特に、地球環境保全の流れの中で、森林への投資が不利となる国際会計基準の適用あるいは二酸化炭素排出権売買実現下において、どのような基準で森林を評価するかといったことにならないかと考える。具体的には、

- ① 貸借対照表における森林勘定の適正化手法の確立
- ② 企業が行う炭素削減等環境負荷軽減に係る森林への投資の評価の確立(環境会計基準の標準化)
- ③ 排出権売買(海外への植林)投資のうち、一部を国内森林へ向けるための規制または優遇措置の導入
- ④ 最終処分までを対象とした木材製品のLCAの確立及びそのためのシステム確立

である。さらには、一般市民が参入しやすくするための新たな林地流動化手法の確立、例えば、植栽未済地等を公共団体が取得し、それを、墓地管理に見られるように土地の永代使用みtainな形で運用するなどの試みも検討に値するのではないかと考える。

以上の課題を解決するためには、県・国レベルではなくグローバルな取り組みも必要で、循環型の森林整備が「投資」であるという一面からみれば、早急に対応しなければならないと考える。特に、これまでの造林事業をみると、公共事業でありながら、国や公共団体直営としてではなく、民間の自発的行為(植林・保育)に対して補助する、いうなれば、民有林における造林がPFI(Private Finance Initiative)にほかならないので、材価の低迷で苦しむ国内林業での投資意欲を喚起させるためには是非とも実現させなければならない課題と考える。

### Ⅳ. おわりに

従来、林政においては、土地所有者たる農林家の問題や森林組合作業班等労働力確保対策等に係る研究が多々見られてきた。しかし、森林の造成が、超長期にわたる継続的な投資であり、資産デフレとはいえ、会計上、資産という取り扱いであれば、もっと「投資」という側面に目を向けていく必要があるのではないかと考える。今回の発表は、そのような意味での提案を含め行ったものであるが、今後、多数の研究者の参加を期待したい。

### 引用文献

(1) 森山恭供(2001)林業経済 629: 1-9.

(2001年11月20日 受理)